

福祉的な交通手段の活用検討一覧

福祉的交通の活用検討対象	交通手段の種別		事業主体	交通手段の特徴・現状	課題	今後の取組方針	検討に必要な情報	担当課	
(1) 個別輸送 (ドア・ツー・ドア)	①福祉有償運送（道路運送法第79条の登録） ※白ナンバー		NPO法人、医療法人、社会福祉法人商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団（町内会、管理組合等）等	○対象者が限定され、事前登録が必要 ○運送区域は運営協議会（法定）で協議が調った市町村で、発着のいずれかが運送区域にあること ○運営協議会での合意が必要 ○運送の対価はタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること ○福祉車両の使用を原則とするが、一定の資格を保有した運転手が運転する場合はセダン車両の使用も可能	○実際に福祉有償運送を必要とする人数の把握が難しい ○福祉有償運送事業者の広報（情報提供）が不十分 ○運転者の確保が難しい ○福祉車両の購入負担が大きい ○多摩地域福祉有償運送運営協議会は福祉有償運送の運営に関する協議事項が主で、福祉交通の検討の場にはなっていない。	○既設団体の継続性の検証（評価）と運営支援（補助金見直し）の検討 ○介護事業所など現場での意見を参考に、福祉交通の情報提供について検討 ○運転手の募集支援や安全運転講習支援の検討 ○福祉有償運送事業者の設立支援 ○市単独の運営協議会設置の検討	○需要者数 ○利用者数 ○収支状況 ○他自治体事例	福祉総務課	
	②福祉交通としてのタクシー	ア) 福祉タクシー （道路運送法第4条許可） ※緑ナンバー	タクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）	○一般のタクシーに福祉設備（リフト、スロープなど）を備えたタクシー ○誰でもが利用できる。 ○一般のタクシー料金が基本、プラス貸し出し用車いすなどを利用する場合は別途料金が必要	○大型（ワゴン）であることから、燃料費などかかり、料金は大型タクシー料金になることから、一般の方の利用が少ない。 ○通院などの回数がかさむと、経済的な負担が大きい。	○継続性の検証（評価）と運営支援の検討 ○福祉交通の情報提供の検討 ○UDタクシーと併用検討 ○車両購入補助金（バリアフリー化設備等整備事業、国から1/3補助）の検討	○利用者数 ○収支状況 ○補助金交付要件	しょうがいしゃ支援課 交通課	
		イ) 介護タクシー	a) 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）（道路運送法第4条（限定）許可） ※緑ナンバー	タクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）	○身体障害者、要介護認定・要支援認定者、そのほか身体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する者で単独で移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者が対象 ○運賃認可を受ける必要がある。 ○セダン型の自動車を使用する場合は、介護福祉士等の資格が必要 ○営業範囲は都道府県単位の営業区域	○実態が把握できていない ○市民に情報が周知されていない ○福祉タクシー券を利用できない事業者がある	○既設団体の継続性の検証（評価）と運営支援の検討 ○実態把握調査の検討 ○情報提供の検討 ○タクシー券の利用などの検討	○福祉タクシー券利用状況 ○事業者の有無（周辺市含む）	高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課
			b) 特定旅客自動車運送事業（道路運送法第43条許可） ※緑ナンバー	タクシー事業者（指定訪問介護事業者等かつ特定旅客自動車運送事業者である事業者）	○利用者は、要介護者であり申請者たる介護サービス事業者との間に介護サービスの利用に関する契約が必要で、特定の市町村から介護報酬の支払いを受ける資格がある者 ○輸送範囲は、ケアマネージャーの作成したケアプランに基づく、病院・医療施設その他、介護施設、公的手続きのための施設等	○旅客の範囲は、指定介護事業者と契約を締結している介護サービス利用者で、ケアプランに基づいた輸送を実施 ○介護保険が適用される ○営業用の緑ナンバー車両が1台以上必要			
c) 訪問介護事業者等の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送（道路運送法第78条許可） ※白ナンバー（ぶら下がり）	訪問介護事業所又は居宅介護事業所であって、かつ一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を取得している事業所の訪問介護員等		○旅客の範囲は、指定介護事業者と契約を締結している介護サービス利用者で、ケアプランに基づいた輸送を実施 ○介護保険が適用される ○営業用の緑ナンバー車両が1台以上必要						

福祉的交通の活用検討対象	交通手段の種別	事業主体	交通手段の特徴・現状	課題	今後の取組方針	検討に必要な情報	担当課
(2) 乗り合いによる福祉交通	①デマンド型交通（道路運送法第4条許可：路線不定期運行又は区域運行） ※緑ナンバー	バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）	○事前に予約が必要（予約受付センターなどでの対応） ○区域での運行許可（車両制限令の幅員以下でも運行可能になる場合がある） ○定路線型、自宅近くのバス停から拠点施設までのドア・ツー・ドア型などがある	○事前予約制のため利用者の利便性がよくない。 ○利用者1人当たりの運行経費が、定時定路線型の乗り合い交通と比べ高くなる傾向がある。 ○需要が多いとその分の経費がかさむ。実施している市町村の殆どが赤字経営である	○他市の状況を調査・研究を行い、専門家の意見等を聴き、慎重に検討を行う。導入に当たっては導入についてのガイドラインを明確にする。	○需要者数 ○他自治体事例	交通課
	②福祉バス（小型バス、ワゴン）（道路運送法の適用外） ※白ナンバー	公的機関（市、社会福祉協議会等）	○登録制 ○料金無料 ○利用者限定（65歳以上、子ども連れなど） ○公共施設、駅を循環	○登録制の場合利用者が限定される。 ○利用料が無料であることから、殆ど市の持ち出しになり、運行コストがかさむ。 ○路線延長が長くなる傾向がある。	○他市の状況などを調査・研究し、利用対象の実態調査など慎重な検討 ○介護予防の観点から介護予防施設利用のための運行及び補助金充当の検討	○需要者数 ○他自治体事例	交通課 地域包括ケア推進担当
	③地域・地元発意による乗り合い交通（ワゴン、乗用車）（道路運送法の適用外） ※白ナンバー	自治会、町内会、老人会等	○共助を基本とする。 ○会費での運行（交通の対価ではない。基本無料） ○ボランティアによる運行管理 ○継続可能な範囲での運行	○担い手の育成 ○事業の継続性	○地元の発意で行うことが肝要であり、意識の醸成のための施策を検討 ○居場所づくりなど移動の目的づくり及び支援の検討 ○市の支援内容の明確化	○実現性の高い地域	交通課
	④病院・デイサービス施設等の送迎（無償の場合は道路運送法の適用外） ※白ナンバー	病院、デイサービス等の施設運営者	○施設利用者を自宅等から施設へ送迎するための輸送 ○多くの場合、無償運送の形態を取る	○実態把握ができていない ○無償運送の場合、道路運送法の規制外となるため、特に利用者の安全性についての担保が難しい	○実態把握調査の検討 ○安全運転者講習費用助成等の検討 ○福祉有償運送等への移行支援	○事業者数 ○利用状況 ○費用負担 ○事故状況	高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課
	⑤介護保険における地域支援事業における移動支援（介護保険法第115条の45） ※白ナンバー	地域のボランティア団体等	○共助を基本とする ○移送及び移送前後のサービスを提供する（訪問型サービスD） ○対象は、基本チェックリスト該当者（要支援認定相当） ○間接経費のみの補助 ○持続可能な範囲での運行 ○無償・有償ともに可能（道路運送法の規定は遵守する必要あり）	○担い手の育成 ○事業の継続性	○地域支援事業への理解を広げる取組について検討 ○市の支援内容の明確化	○介護保険事業全体の財政の見通し ○担い手になりうる団体の有無	高齢者支援課 地域包括ケア推進担当
(3) その他の交通手段	①（公共交通としての）タクシー（道路運送法第4条許可） ※緑ナンバー	タクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）	○一般的な公共交通 ○ドア・ツー・ドアの個別輸送 ○誰でもが利用できる。	○交通不便地域などで予約しようとしても配車できないことがある。 ○どこに連絡すればいいのかわからない。	○交通不便地域への配車について市又は地域自治会などと事業者との協定を検討 ○情報提供の検討	○事業の実態 ○運送需要の頻度	交通課
	②路線バス（道路運送法第4条許可） ※緑ナンバー	バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）	○一般的な公共交通 ○バス停まで徒歩等で移動する必要があり、乗降も基本的に独力 ○誰でもが利用できる	○道路運送法の規定上、市内では運行できない道路が多い。 ○既存路線が人口密集地域に集中している。 ○バス停までの距離が遠く感じる高齢者が多くいる。	○ベンチ、バス停における上屋の設置について、道路法等の規定上整備可能な箇所について、整備を検討 ○路線バスの路線情報等の適切な提供の検討（公共交通マップ等） ○サイクルアンドバスライドの実施の検討	○バス停周辺の現状 ○正確な路線バス系統等の情報	交通課